

裏面白紙

秘

度
九二

十七
十七
十七
十七
十七

十八
十八
十八
十八
十八

局長

書記官

支局長

三月 安

此來密
段示月行國
上ニ計政事
申ル素
ニ標
及具體
実施
本
事
別紙
通ニ
有御

裏面白紙

内閣東庶第五二號

昭和十七年七月八日

内閣東北局長 宇都宮 孝平

内閣書記官長 星野直樹 殿

行政簡素化實施要領ニ關スル件

客月二十六日附内閣閣甲第二六三號テ以テ御來示ニ係ル標記具體案別
紙ノ通ニ之有リ此段上申ニ及ビ候

裏面白紙



行政簡素化實施要領ニ基ク具體案

内閣 東北局

		支 配 員 数 額	定 員 額	減 員 額	減 員 率	内 閣 委 員 会 事 務 局 長
職 務 別 計	勤 務 員 数 額	委 託 員 数 額	任 務 員 数 額	任 務 員 数 額	内 閣 委 員 会 事 務 局 長	
二三三三四二一	考究ノコトシテ内閣全般トシテ	一	一	一	一	内閣委員会事務局長
七四一	五・〇〇	二・五〇	三・三〇	三・一〇	東北局長 東北局審記官 内閣局 東北局事務局託 東北局局長	東北局長 東北局審記官 内閣局 東北局事務局託 東北局局長
平均三・〇〇	(開託及雇員へ算定員ヲ示ス)					

二、待遇ノ改善

(1) 勤務ノ内一名ヲ理事官(委任)トスルコト

(2) 平均給ノ引上、物價手當ノ支給、家族手當ノ増額ヲ行フコト

参

臨時内閣ニ東北局ヲ設置スルノ件（改正案）

〔昭和十年五月二十五日公布
勅令第百四十一號〕

〔昭和十一年十月八日勅令
第三百七十一號〕

〔昭和十二年五月十三日勅令
第百八十九號〕

〔昭和十三年四月一日勅令
第百七十五號〕

〔昭和十六年十二月一日勅令
第千四十一號〕

〔昭和十七年七月一日公布
勅令第六百號〕

第一條 内閣ニ臨時其ノ所屬局トシテ東北局ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ラシム

一 東北地方ノ振興方策ノ調査及其ノ實行ノ統一保持ニ關スル事務

二 東北興業株式會社ノ業務ノ監督

第二條 内閣ニ臨時左ノ所屬職員ヲ置キ東北局ニ屬セシム

東北局長

勅任（内閣全體トシテ考究ノコト）

東北局書記官

専任一人

奏任

東北局理事官

専任二人

奏任

顧

専任一人

奏任

第三條 内閣ニ東北局參與ヲ置キ同務ニ參與セシム

參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於

テ之ヲ命ズ

附 則

本令ハ公布ノ日より之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ内閣東北振興事務局書記官ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ同官等作給ヲ以テ内閣東北局書記官ニ任ゼラレタルモノトス

内閣文庫
17.7.7.
第

昭和十七年七月六日次官會議席上

法制局長官指示セラレタルモノ

昭和十七年七月四日

其ノ重點ヲ置キタルモノニアラズ
ナル目標ナリ

(a) 簡素化ノ實施ニ因ル減少人員ノ振向先ハ南方ニ限定スルコトナ
ク、大東亜全般ニ亘ルモノニシテ、或ハ支那、滿洲ニ、或ハ國
内ニ於テ必要ナル方面ニ振向クルガ如キコトモ考慮シ得ベシ

二、要領第一項關係

増員ト減員トガ併存競合スル場合ニ於テ、其ノ増員ハ本項ノ増員
ニ該當シ閣議承認ヲ要ス

(1) 増減員差引ノ結果全体ニ於テハ減員ト爲ル場合ト雖モ、増員部
分ハ本項ニ依ル

(2) 豊算當局ノ取扱上其ノ増員部分ニ付、事實上豊算配付ヲ爲シ居
ルモノト雖モ、原則トシテ本項ノ承認ヲ要ス

例外。○所謂皆增皆減ノ場合及之ニ準ズベキ場合ハ承認不要

○經常費、臨時費間相互組替ニ基因スル増員ハ承認不要
(3) 所謂昇格ノ爲ノ増減員ノ場合ニ在リテハ、増員ノ面ニ於テ承認
ヲ要ス

三、要領第二項關係

(1) 本項ノ「定員」ハ官吏ニ付テハ實質上ノ官制定員トス

(2) 本年度ニ於テ官制ノ制定又ハ改正ヲ了シ六月一日迄ニ之ヲ施

(3) 豊算上削減セラレ居ル定員ニシテ六月一日迄ニ未ダ之ニ即應
シタル官制ノ改正又ハ廢止ノ施行セラレザルモノニ付テハ六
月一日現在ノ官制上ノ定員ヨリ當該削減人員ヲ減ジタル定員
但シ左ノ場合ハ削減ナキモノトシテ扱フ

○所謂皆増皆減ノ場合及之ニ準ズベキ場合

○經常費臨時費間相互組替ノ場合

○所謂昇格ノ爲ノ振替減ノ場合

行政簡素化実施要領説明

昭和十七年七月四日

一、一般趣旨

- (1) 本件ハ單ニ人員ノ捺出ニノミ其ノ重點ヲ置キタルモノニアラズシテ、機構ノ簡素化モ亦重要ナル目標ナリ。

- (2) 簡素化ノ實施ニ因ル減少人員ノ振向先ハ南方ニ限定スルコトナク、大東亜全般ニ亘ルモノニシテ、或ハ支那、滿洲ニ、或ハ國內ニ於テ必要ナル方面ニ振向クルガ如キコトモ考慮シ得ベシ。

二、要領第一項關係

- 増員ト減員トガ併存競合スル場合ニ於テ、其ノ増員ハ本項ノ増員ニ該當シ闇議承認ヲ要ス。

- (1) 増減員差引ノ結果全体ニ於テハ減員ト爲ル場合ト雖モ、増員部分ハ本項ニ依ル。

- (2) 豊算當局ノ取扱上其ノ増員部分ニ付、事實上豫算配付ヲ爲シ居ルモノト雖モ、原則トシテ本項ノ承認ヲ要ス。

例外。○所謂皆增皆減ノ場合及之ニ準ズベキ場合ハ承認不要。

- (3) 所謂昇格ノ爲ノ増減員ノ場合ニ在リテハ、増員ノ面ニ於テ承認ヲ要ス。

三、要領第二項關係

- (1) 本項ノ「定員」ハ官吏ニ付テハ實質上ノ官制定員トス。

- (1) 本年度ニ於テ官制ノ制定又ハ改正ヲ了シ六月一日迄ニ之ヲ施行シタルモノニ付テハ新官制上ノ定員。

- (2) 豊算上削減セラレ居ル定員ニシテ六月一日迄ニ未ダ之ニ即應シタル官制ノ改正又ハ廢止ノ施行セラレザルモノニ付テハ六月一日現在ノ官制上ノ定員ヨリ當該削減人員ヲ減ジタル定員但シ左ノ場合ハ削減ナキモノトシテ扱フ。

○所謂皆增皆減ノ場合及之ニ準ズベキ場合

○經常費、臨時費間相互組替ニ基因スル増員ハ承認不要。

○所謂昇格ノ爲ノ増減員ノ場合ニ在リテハ、増員ノ面ニ於テ承認ヲ要ス。

(三) 三割、二割、一割ノ減少率ノ適用ニ付テハ内閣部内又ハ各省部
内ニ於テ全中央官廳、全地方官廳又ハ全作業廳ヲ夫々一單位ト
シテ取扱ヒ、各組別ニ此等ノ率ヲ適用スルコトナキモノトス

四 要領第五項關係

本項付付及付ニ掲タルモノハ減員率ノ適用ニ付テハ内務部内ニ一
括シテ取扱フモノトス

(備考) 一、所調皆増皆減若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ昇格ノ爲ノ報
替ニ該當スルヤ否ハ法制局及大藏省間ノ協議ニ依リ之

予認定ス

一般ニ皆増皆減ト稱セラルモノト雖モ、之ニ依ル今
年度ノ定員ガ前年度ノ定員ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ
超過部分ハ皆増皆減トシテ取扱ハザルモノトス

二、要領中高等官、勅任官、委任官、判任官ノ語ハ各待遇
官吏ヲ包含ス

三、職員、職工、鐵夫等ハ雇傭人ノ中ニ包含ス

四、官制兵ノ他法令ニ定員ノ定ナキモノハ豫算定員ヲ以テ
定員トス



内閣閣甲第二七〇號

昭和十七年六月二十五日

内閣官房總務課長 稲田周一



局長

書記官

内閣東北局長 宇都宮孝平殿

行政簡素化實施要領ニ關スル件

本月十六日内閣閣甲第二六三號ヲ以テ標記ノ件通牒致候處右要領
第一號ニ依ル定員増加ノ閣議承認及第五號ニ依ル行政簡素化ノ計畫
及其ノ實施ニ關スル具體案ノ提出ニ付キテハ左記ノ通御配意相成度
命ニ依リ通牒ニ及ビ候

記

内閣

- 一、第一號ニ依ル定員増加ニ付テノ閣議承認
行政各廳ニ於テ眞ニ已ムヲ得ザル定員増加ニ付テ閣議ノ承認ヲ求
メントスルトキハ、定員増加ノ爲ノ官制ノ閣議請議又ハ豫備金支
出ノ要求ヲ提出スル前項メ増員ノ眞ニ已ムヲ得ザル事情ヲ具シ其
ノ要綱ヲ内閣總理大臣ニ上申スルコト
- 二、第五號ニ依ル計畫及具體案ノ提出
行政簡素化ノ計畫及其ノ實施ニ關スル具體案ヲ内閣ニ提出スル際
ハ、其ノ官制案ヲ添附シ内閣總理大臣ニ上申スルコト
- 三、前各號ノ書類提出ノ際ハ其ノ副本二十五部添附ノコト

裏面白紙

10

九

秘

内閣閣甲第二六三號

昭和十七年六月十六日

内閣官房總務課長

稻田周



候覽



内閣東北局長 宇都宮孝平殿

行政簡素化實施要領ニ關スル件

行政簡素化實施要領別紙ノ通閣議決定相成候條命ニ依リ通牒ニ及ビ候

一局



書記官



元

行政簡素化實施要領

時局ニ適應シ行政各廳ノ事務ヲ能フ限り簡素且強力ナラシムルト共ニ
人員ヲ整理シ其ノ餘剩ハ之ヲ大東亞全般ニ亘ツテ活躍スル人士ノ充實
ニ資スルノ要アルヲ以テ左記各項ヲ實施スルモノトス

記

一、行政各廳ノ定員増加ハ豫算ニ計上セラレタルモノト雖モ勤任官、
奏任官、判任官、雇員傭人ヲ通ジ真ニ已ムヲ得ザルモノニシテ特ニ
閣議ノ承認ヲ得タルモノノ外一切之ヲ行ハザルコト

二、行政各廳ヘ左ノ要領ニ依リ本年六月一日現在定員（雇員及傭人ニ
在リテハ全日現在ノ豫算定員）ヨリ人員ヲ減少シ之ニ基キ事務ノ刷新、
機構ノ簡素化ヲ圖ルコト

(1) 定員減少ノ率ハ勤任官、奏任官、判任官及雇傭員（嘱託ヲ含ム）

毎ニ中央官廳ハ三割、地方官廳ハ二割、作業廳ハ一割ヲ標準トス
ルコト但シ勤任官ニ於テ三割ヲ減ジ難キ場合ハ奏任官ノ減員ヲ以
テ之ニ替フルモ已ムヲ得ザルコト尙學校、養成所、研究所、試驗
場其ノ他之ニ準ズベキモノ等ハ作業廳ニ準ズ

又別途必要ニ應ジ昇格ノ方途ヲ講ズルコト

(2) 減員ハ朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、關東局及南洋廳ニ於
テモ前記ノ基準ニ準ジ之ヲ實施スルコト

其ノ他ノ大東亞諸地域ニ在勤スル官吏ニ就テハ別途考慮スルコト
(3) 減員ハ戰時重點主義ニ基ク事務ノ刷新及機構ノ簡素化ニ依ルモ
ノトシニ一率天引ノ方式ハ極力之ヲ排除スルコト

(二) 右ノ爲當分ノ内行政各廳ノ缺員ハ眞ニ必要已ムチ得ザルモノノ

外勅任官、奏任官、判任官、雇傭人ヲ通ジ之ヲ補充セザルコト

三 司法裁判所、行政裁判所、會計検査院、貴衆兩院事務局等ニ付テ
モ右ニ準ジテ減員ヲ行フコト

四 高等官、判任官、雇傭人ヲ通ジ其ノ待遇ノ改善ニ關シ資格ノ向上
及給與ノ改善等ニ付至急適切ノ方途ヲ講ズルコト

五 行政簡素化ノ實行ニ付キテハ概木左ノ方法ニ依ルコト

(1) 各省ハ以上ノ方針ニ基キ左記ノ區分ニ依リ行政簡素化ノ計畫及
其ノ實施ニ關スル具体案ヲ立案ノ上、本年七月十五日迄ニ之ヲ内
閣ニ提出スルコト

(2) 警視廳官制、北海道廳官制及地方官官制ニ依ルモノニ付テハ内

務省ニ於テ關係各省ト協議ノ上之ヲ一括取扱フコト

(3) 地方待遇職員令及之ヲ準用スル勅令ニ依ルモノニ付テハ内務省
ニ於テ主務省及關係各省ト協議ノ上一括取扱フコト

(4) 各省所管ノ特別官廳其ノ他ニ付テハ夫々各省ニ於テ之ヲ取扱フ
コト

(5) 官制案等ハ遲クモ八月末日迄ニ之ヲ閣議決定シ逐次實施スルコ
ト

(6) 行政簡素化ノ實施ニ依テ得タル餘剩員ニ付テハ大東亞諸地域ニ
供出スベキ要員ノ所要トモ見合セテ明年三月末日迄ヲ期限トスル
臨時定員制ヲ設クル等適切ナル措置ヲ講ズルコト